

## 第4号議案

### 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会規約等の改正（案）について

水田農業構造改革実施要綱・要領の改正により、県協議会の規約、会計処理規程、文書取扱規程、文書決裁規程及び水田農業構造改革交付金業務方法書を別添のとおり改正する。

#### 主な変更点

規約、各規程、業務方法書共通

産地づくり 産地確立。

水田等有効活用促進対策について記載。

会計処理規程の第4条(会計区分)

事業年度ごとに区分して経理することを明記。

文書決裁規程の別表 決裁理事について

森哲治 太田進康

水田農業構造改革交付金業務方法書第6条(交付金の減額分の報告)

市町村及び市町村段階における第三者機関的な組織（生産調整方針の運用に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）第3の2の（1）に定める市町村段階における第三者機関的な組織をいう。）から必要な情報の提供を受け、生産調整方針の運用に関する要領の廃止により削除。

助成金請求様式及び助成金通知様式に前年度繰越金部分を追加。

- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会規約新旧対照表 2～3 p
- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会事務処理規程新旧対照表 4 p
- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会会計処理規程新旧対照表 5 p
- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会文書取扱規程新旧対照表 6 p
- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会文書決裁規程新旧対照表 7～11 p
- ・水田農業構造改革交付金業務方法書新旧対照表 12～20 p
- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会規約 21～27 p
- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会事務処理規程 28 p
- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会会計処理規程 29～33 p
- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会文書取扱規程 34～37 p
- ・愛知県水田農業構造改革推進事業推進協議会文書決裁規程 38～45 p
- ・水田農業構造改革交付金業務方法書 46～61 p

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会規約新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第2条 【略】</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 県協議会は、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地<u>確立</u>の推進、<u>食料自給力・自給率の向上を目指した取組の推進</u>等に資することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金に関する事。</p> <p><u>(2) 水田等有効活用促進対策に関する事。</u></p> <p><u>(3) 耕畜連携水田活用対策に関する事。</u></p> <p><u>(4) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業に関する事。</u></p> <p><u>(5) 水田最大活用推進緊急対策交付金に関する事。</u></p> <p><u>(6) その他県協議会の目的を達成するために必要な事。</u></p> <p>第5条~第15条 【略】</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算に関する事。</p> <p>(3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。</p> <p>(4) 水田農業構造改革交付金実施方針に関する事。</p> <p><u>(5) 水田等有効活用促進対策に係わる県作付拡大推進方針に関する事</u></p> <p><u>(6) 耕畜連携水田活用対策の水田飼料作物生産振興計画書に関する事。</u></p> <p><u>(7) その他県協議会の運営に関する重要な事項。</u></p> <p>第17条~第24条 【略】</p> <p>(資金)</p> <p>第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金の交付金</p> <p>(2) 耕畜連携水田活用対策の補助金</p> <p>(3) 水田農業構造改革対策推進交付金</p> <p><u>(4) 水田等有効活用促進交付金</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ~ 第2条 【略】</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 県協議会は、地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、水田農業の構造改革の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進等に資することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金に関する事。</p> <p>(2) 耕畜連携水田活用対策に関する事。</p> <p>(3) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業に関する事。</p> <p>(4) 水田最大活用推進緊急対策交付金に関する事。</p> <p>(5) その他県協議会の目的を達成するために必要な事。</p> <p>第5条~第15条 【略】</p> <p>(総会の権能)</p> <p>第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。</p> <p>(2) 事業報告及び収支決算に関する事。</p> <p>(3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。</p> <p>(4) 水田農業構造改革交付金実施方針に関する事。</p> <p>(5) 耕畜連携水田活用対策の水田飼料作物生産振興計画書に関する事。</p> <p>(6) その他県協議会の運営に関する重要な事項。</p> <p>第17条~第24条 【略】</p> <p>(資金)</p> <p>第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 水田農業構造改革交付金の交付金</p> <p>(2) 耕畜連携水田活用対策の補助金</p> <p>(3) 水田農業構造改革対策推進交付金</p> <p>(4) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金</p> <p>(5) 水田最大活用推進緊急対策交付金</p>

- [\(5\) 牛肉等関税財源飼料対策費補助金](#)
- [\(6\) 水田等有効活用促進指導費交付金](#)
- [\(7\) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金](#)
- [\(8\) 水田最大活用推進緊急対策交付金](#)
- [\(9\) 会員からの負担金](#)

第26条～第29条 【略】  
(報告)

第30条 会長は、水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。) 耕畜連携水田活用対策事業実施要綱(平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知。以下「耕畜連携実施要綱」という。) [水田等有効活用促進対策事業実施要綱\(平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知。以下「水田有効実施要綱」という。\)](#) [水田等有効活用促進指導事業実施要綱\(平成21年4月1日付け20生産第9849号農林水産事務次官依命通知。以下「指導事業実施要綱」という。\)](#) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱(平成21年1月27日付け20生産第5727号農林水産事務次官依命通知。以下「拡大対策実施要綱」という。) 水田最大活用推進緊急対策実施要綱(平成21年1月27日付け20総食第846号(以下「水田フル活用実施要綱」という。)) 水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。) 耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号生産局長通知。以下「耕畜連携実施要領」という。) [水田等有効活用促進対策事業実施要領\(平成21年4月1日付け20生産第9848号農林水産省生産局長通知。以下「水田有効実施要領」という。\)](#) [水田等有効活用促進指導事業実施要領\(平成21年4月1日付け20生産第9850号農林水産省生産局長通知。以下「指導事業実施要領」という。\)](#) 食料自給率向上緊急生産拡大対策事業実施要領(平成21年1月27日付け20第5782号生産局長通知。以下「拡大対策実施要領」という。) 水田農業に関する実施要綱、実施要領、その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を東海農政局長に提出しなければならない。

附則

1 この規約は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、**平成21年4月 日**)

- (6) 会員からの負担金

第26条～第29条 【略】  
(報告)

第30条 会長は、水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。) 耕畜連携水田活用対策事業実施要綱(平成19年4月2日付け18生畜第2750号農林水産事務次官依命通知。以下「耕畜連携実施要綱」という。) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業実施要綱(平成21年1月27日付け20生産第5727号農林水産事務次官依命通知。以下「拡大対策実施要綱」という。) 水田最大活用推進緊急対策実施要綱(平成21年1月27日付け20総食第846号(以下「水田フル活用実施要綱」という。)) 水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。) 耕畜連携水田活用対策事業実施要領(平成19年4月2日付け18生畜第2751号生産局長通知。以下「耕畜連携実施要領」という。) 食料自給率向上緊急生産拡大対策事業実施要領(平成21年1月27日付け20第5728号生産局長通知。以下「拡大対策実施要領」という。) 水田農業に関する実施要綱、実施要領、その他規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を東海農政局長に提出しなければならない。

附則

1 この規約は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成21年3月12日)

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会事務処理規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条 ~ 第2条 【略】                      (事務処理体制)                      第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに事務責任者を置く。                      (1) 水田農業構造改革交付金に係る事務                      (2) 耕畜連携水田活用対策に係る事務                      (3) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金に係る事務                      (4) 水田最大活用推進緊急対策交付金に係る事務  <u>(5) 水田等有効活用促進対策に係る事務</u>  <u>(6) 県協議会の運営に係る事務(水田農業構造改革対策推進交付金に係る事務を含む)</u></p> <p>2 ~ 3 【略】</p> <p>第4条 【略】</p> <p>附則  <u>一部改正：平成21年4月__日</u></p>	<p>第1条 ~ 第2条 【略】                      (事務処理体制)                      第3条 県協議会の事務処理は、県協議会規約第21条第2項各号の事務局が次に掲げる事務を分担して行うものとし、各事務の区分ごとに事務責任者を置く。                      (1) 水田農業構造改革交付金に係る事務                      (2) 耕畜連携水田活用対策に係る事務                      (3) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業費交付金に係る事務                      (4) 水田最大活用推進緊急対策交付金に係る事務                      (5) 県協議会の運営に係る事務(水田農業構造改革対策推進交付金に係る事務を含む)</p> <p>2 ~ 3 【略】</p> <p>第4条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会会計処理規程新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 【略】 (適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、<u>水田農業構造改革</u>交付金等交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知)及び県協議会規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第3条 【略】</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、<u>事業年度ごとに</u>それぞれ区分して経理する。</p> <p>(1) 産地<u>確立</u>交付金事業会計</p> <p>(2)～(7)【略】</p> <p><u>(8) 水田等有効活用促進交付金事業会計</u></p> <p><u>(9) 牛肉等関税財源飼料対策事業会計</u></p> <p><u>(10) 水田等有効活用促進指導事業会計</u></p> <p>2 【略】</p> <p>第5条～第9条 【略】</p> <p>第2章～第7章【略】</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成20年4月13日、平成21年3月12日、<u>平成21年4月 日</u>)。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 【略】 (適用範囲)</p> <p>第2条 県協議会の会計業務に関しては、産地づくり交付金等交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知)及び県協議会規約に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第3条 【略】</p> <p>第4条 県協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。</p> <p>(1) 産地づくり交付金事業会計</p> <p>(2)～(7)【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>第5条～第9条 【略】</p> <p>第2章～第7章【略】</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成20年4月13日、平成21年3月12日)。</p>

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会文書取扱規程新旧対照表

新	旧																										
<p>第1条 ~ 第16条 【略】</p> <p>第17条 文書番号は、次のとおりとし、対策ごとに小区分を設ける。 愛水田協( )第 号 ( は年度とし、( )内は対策名を表す小区分とする。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 策 名</th> <th style="text-align: center;">小 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田農業構造改革交付金 (産地<b>確立</b>対策)</td> <td style="text-align: center;">産地</td> </tr> <tr> <td>水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進交付金)</td> <td style="text-align: center;">稲構</td> </tr> <tr> <td>耕畜連携水田活用対策</td> <td style="text-align: center;">耕畜</td> </tr> <tr> <td>県協議会の運営 (水田農業構造改革対策推進 交付金を含む)</td> <td style="text-align: center;">総</td> </tr> <tr> <td>緊急対策交付金</td> <td style="text-align: center;">総</td> </tr> <tr> <td><b>水田有効活用促進対策</b></td> <td style="text-align: center;"><b>水田</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>第18条 ~ 第24条 【略】</p> <p>附 則 1 この規程は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成17年4月15日、平成19年4月13日、平成21年3月12日、<b>平成21年4月 日</b>)</p>	対 策 名	小 区 分	水田農業構造改革交付金 (産地 <b>確立</b> 対策)	産地	水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進交付金)	稲構	耕畜連携水田活用対策	耕畜	県協議会の運営 (水田農業構造改革対策推進 交付金を含む)	総	緊急対策交付金	総	<b>水田有効活用促進対策</b>	<b>水田</b>	<p>第1条 ~ 第16条 【略】</p> <p>第17条 文書番号は、次のとおりとし、対策ごとに小区分を設ける。 愛水田協( )第 号 ( は年度とし、( )内は対策名を表す小区分とする。)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対 策 名</th> <th style="text-align: center;">小 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田農業構造改革交付金 (産地づくり対策)</td> <td style="text-align: center;">産地</td> </tr> <tr> <td>水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進交付金)</td> <td style="text-align: center;">稲構</td> </tr> <tr> <td>耕畜連携水田活用対策</td> <td style="text-align: center;">耕畜</td> </tr> <tr> <td>県協議会の運営 (水田農業構造改革対策推進 交付金を含む)</td> <td style="text-align: center;">総</td> </tr> <tr> <td>緊急対策交付金</td> <td style="text-align: center;">総</td> </tr> </tbody> </table> <p>第18条 ~ 第24条 【略】</p> <p>附 則 1 この規程は、平成16年2月17日から施行する(一部改正：平成16年5月11日、平成17年4月15日、平成19年4月13日、平成21年3月12日)</p>	対 策 名	小 区 分	水田農業構造改革交付金 (産地づくり対策)	産地	水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進交付金)	稲構	耕畜連携水田活用対策	耕畜	県協議会の運営 (水田農業構造改革対策推進 交付金を含む)	総	緊急対策交付金	総
対 策 名	小 区 分																										
水田農業構造改革交付金 (産地 <b>確立</b> 対策)	産地																										
水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進交付金)	稲構																										
耕畜連携水田活用対策	耕畜																										
県協議会の運営 (水田農業構造改革対策推進 交付金を含む)	総																										
緊急対策交付金	総																										
<b>水田有効活用促進対策</b>	<b>水田</b>																										
対 策 名	小 区 分																										
水田農業構造改革交付金 (産地づくり対策)	産地																										
水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進交付金)	稲構																										
耕畜連携水田活用対策	耕畜																										
県協議会の運営 (水田農業構造改革対策推進 交付金を含む)	総																										
緊急対策交付金	総																										

愛知県水田農業構造改革事業推進協議会文書決済規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) (2) 【略】</p> <p>(3) 水田農業構造改革交付金に係る産地<u>確立</u>計画の協議に関する事</p> <p>(4) ~ (6) 【略】</p> <p>(7) 水田等有効活用促進対策に関する事</p> <p>(8) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業に関する事</p> <p>(9) 食料自給力向上緊急生産拡大対策事業作付拡大計画の協議に関する事</p> <p>(10) 水田最大活用推進緊急対策(以下「水田フル活用」という。)に関する事</p> <p><u>(11) 水田フル活用推進方策の協議に関する事</u></p> <p><u>(12) 事業費の支出に関する事</u></p> <p><u>(13) 総会及び理事会に関する事</u></p> <p><u>(14) 公印の調製、再製、改印等に関する事</u></p> <p><u>(15) 県協議会口座の開設及び解約に関する事</u></p> <p><u>(16) 事務等経費の支出に関する事</u></p> <p><u>(17) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事</u></p> <p><u>(18) 県協議会に対する陳情、要請その他特に重要な事項に関する事</u></p> <p><u>(19) その他県協議会の運営、県協議会事業の実施及び地域水田農業推進協議会に関する事</u></p> <p>第3条 ~ 第14条 【略】</p> <p>附則</p> <p>1 ~ 5 【略】</p> <p>6 この規程は、平成21年4月 日から改正施行する。</p> <p>7 平成19年度に執行する平成18年度対策(稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及びびんい手経営安定対策)については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>第2条 【略】</p> <p>(1) (2) 【略】</p> <p>(3) 水田農業構造改革交付金に係る産地づくり計画の協議に関する事</p> <p>(4) ~ (18) 【略】</p> <p>第3条 ~ 第14条 【略】</p> <p>附則</p> <p>1 ~ 5 【略】</p> <p>6 平成19年度に執行する平成18年度対策(稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及びびんい手経営安定対策)については、なお従前の例により取り扱うものとする。</p>

新				旧			
(別表) 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会における文書決裁区分				(別表) 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会における文書決裁区分			
事務の内容	会長 決裁	理事 専決	事務 局長 専決	事務の内容	会長 決裁	理事 専決	事務 局長 専決
1 水田農業構造改革交付金関係				1 水田農業構造改革交付金関係			
(1) 実施方針の承認・変更申請に関する事 こと				(1) 実施方針の承認申請に関する事 こと			
(2) 産地確立計画の協議に関する事 こと				(2) 産地づくり計画の協議に関する事 こと			
(3) 地域水田農業ビジョン実施状況の点検見直し結果に関する事 こと				(3) 地域水田農業ビジョン実施状況の点検見直し結果に関する事 こと			
(4) 業務方法書の承認・変更申請に関する事 こと				(4) 業務方法書の承認申請に関する事 こと			
(5) 稲作構造改革促進交付金に関する当年産収入の算出に関する こと				(5) 稲作構造改革促進交付金に関する当年産収入の算出に関する こと			
(6) 交付金減額分の報告に関する事 こと				(6) 交付金減額分の報告に関する事 こと			
(7) 交付金の交付・変更申請、実施状況報告及び返還に関する事 こと				(7) 交付金の交付申請、実施状況報告及び返還に関する事 こと			
(8) 交付金の請求に関する事 こと				(8) 交付金の請求に関する事 こと			
(9) 助成金の支出に関する事 こと				(9) 助成金の支出に関する事 こと			
(10) 資金管理状況の報告に関する事 こと				(10) 資金管理状況の報告に関する事 こと			
(11) 事業の実施に係る書類の提出期日に関する事 こと				(11) 事業の実施に係る書類の提出期日に関する事 こと			
(12) 事業の実施に係る会議の開催に関する事 こと				(12) 事業の実施に係る会議の開催に関する事 こと			
(13) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事 こと				(13) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事 こと			
(14) 県協議会に対する陳情、要請その他重要な事項に関する事 こと				(14) 県協議会に対する陳情、要請その他重要な事項に関する事 こと			
(15) 地域協議会等に対する通知、照会等に関する事(1の(1)～ (13)に関する事項を含む)				(15) 地域協議会等に対する通知、照会等に関する事(1の(1)～ (13)に関する事項を含む)			
(16) 国への回答、報告等に関する事(1の(1)～(9)に関する事 項を除く)				(16) 国への回答、報告等に関する事(1の(1)～(9)に関する事 項を除く)			
(17) 起案等の処理を要しない接受文書に関する事 こと				(17) 起案等の処理を要しない接受文書に関する事 こと			

新				旧			
別表2 ~ 4 【略】				別表2 ~ 4 【略】			
<u>5 水田等有効活用促進対策関係</u>							
<u>(1) 補助金の交付申請、請求、実績報告及び返還に関する事</u>				—			
<u>(2) 補助金の支出に関する事</u>				—			
<u>(3) 事業の実施に係る書類の提出期日に関する事</u>							—
<u>(4) 事業の実施に係る会議の開催に関する事</u>							—
<u>(5) 県協議会が保有する情報の公開及び提供に関する事</u>					—		
<u>(6) 県協議会に対する陳情、要請その他重要な事項に関する事</u>				—			
<u>(7) 地域協議会等に対する通知、照会等に関する事</u>							—
<u>(8) 国への回答、報告等に関する事</u>							—
<u>(9) 起案等の処理を要しない接受文書に関する事</u>							—
事務の内容				会長 決裁	理事 専決	事務 局長 専決	
<u>6 県協議会運営関係</u>							
<u>(1) 地域水田農業推進協議会の承認に関する事（設立等に関する場合）</u>							
<u>(2) 地域水田農業推進協議会規約の変更承認に関する事</u>							

新			旧		
決裁副会長について 会長は、県協議会文書決裁規程第4条第1項に基づき、決裁副会長を任命する。			決裁副会長について 会長は、県協議会文書決裁規程第4条第1項に基づき、決裁副会長を任命する。		
副会長の決裁の分担			副会長の決裁の分担		
事務処理規程第3条 第1項に定める 事務の区分	決裁を行う副会長		事務処理規程第3条 第1項に定める 事務の区分	決裁を行う副会長	
	所属・職名	氏名		所属・職名	氏名
水田農業構造改革交付金 (産地確立対策)	愛知県農林水産部長	永田 清	水田農業構造改革交付金 (産地づくり対策)	愛知県農林水産部長	永田 清
食料自給力向上緊急生産 拡大対策事業交付金			食料自給力向上緊急生産 拡大対策事業交付金		
水田最大活用推進緊急対 策交付金			水田最大活用推進緊急対 策交付金		
<b>水田等有効活用促進対策</b>			水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事 事長	岩間夷久夫
水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事 事長	岩間夷久夫	耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事 事長	岩間夷久夫
耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会代表理事 事長	岩間夷久夫	耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部長	永田 清
耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部長	永田 清	県協議会の運営	愛知県農林水産部長	永田 清
県協議会の運営	愛知県農林水産部長	永田 清			

新			旧		
《参考》 決裁理事について			《参考》 決裁理事について		
事務処理規程第3条 第1項に定める 事務の区分	決裁を行う理事		事務処理規程第3条 第1項に定める 事務の区分	決裁を行う理事	
	所属・職名	氏名		所属・職名	氏名
水田農業構造改革交付金 (産地 <u>確立</u> 対策) 食料自給力向上緊急生産 拡大対策事業交付金 水田最大活用推進緊急対 策交付金 <u>水田等有効活用促進対策</u>	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川好和	水田農業構造改革交付金 (産地づくり対策) 食料自給力向上緊急生産 拡大対策事業交付金 水田最大活用推進緊急対 策交付金 水田農業構造改革交付金	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川好和
水田農業構造改革交付金 (稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	河合信彦	(稲作構造改革促進事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	河合信彦
耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	河合信彦	耕畜連携水田活用対策 (取組面積助成事業)	愛知県経済農業協同組合連合会常務理事	河合信彦
耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部技監	<u>太田進康</u>	耕畜連携水田活用対策 (生産振興助成事業)	愛知県農林水産部技監	森 哲治
県協議会の運営に係る事 務	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川好和	県協議会の運営に係る事 務	愛知県農業協同組合中央会専務理事	石川好和

水田農業構造改革交付金業務方法書新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)                      第1条 この業務方法書は、水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)水田農業構造改革交付金等交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。以下「産地<b>確立</b>交付要綱」という。)稲作構造改革促進交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18総食第1316号農林水産事務次官依命通知。以下「稲構交付要綱」という。)及び水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会(以下「県協議会」という。)が行う水田農業構造改革交付金(以下「交付金」という。)に係る事業の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)                      第2条 県協議会は、実施要綱、産地<b>確立</b>交付要綱、稲構交付要綱、実施要領、交付金の交付決定に当たって東海農政局長から附された条件、この業務方法書その他法令等を遵守し、資金を安全に管理しつつ、業務を効率的に運営するものとする。                      2 県協議会から助成を受けて、産地<b>確立</b>事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地<b>確立</b>特別加算事業(以下「地域協議会助成事業」という。)又は新需給調整システム定着交付金助成事業を実施する地域水田農業推進協議会(実施要綱第4の2に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。)は、実施要綱、実施要領、この業務方法書その他法令等を遵守し、業務を効率的に運営しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 事業の実施</p> <p>(実施方針)                      第3条 県協議会長は、毎年度、実施要領第5の6の(1)に定めるところにより実施方針を作成し、国の承認を得た後、様式2-Aにより地域協議会長(地域協議会長が定まっていない場合は、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者)へ通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)                      第1条 この業務方法書は、水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)水田農業構造改革交付金等交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。以下「産地づくり交付要綱」という。)稲作構造改革促進交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18総食第1316号農林水産事務次官依命通知。以下「稲構交付要綱」という。)及び水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき、愛知県水田農業構造改革事業推進協議会(以下「県協議会」という。)が行う水田農業構造改革交付金(以下「交付金」という。)に係る事業の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>(業務運営の基本方針)                      第2条 県協議会は、実施要綱、産地づくり交付要綱、稲構交付要綱、実施要領、交付金の交付決定に当たって東海農政局長から附された条件、この業務方法書その他法令等を遵守し、資金を安全に管理しつつ、業務を効率的に運営するものとする。                      2 県協議会から助成を受けて、産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地づくり特別加算事業(以下「地域協議会助成事業」という。)又は新需給調整システム定着交付金助成事業を実施する地域水田農業推進協議会(実施要綱第4の2に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。)は、実施要綱、実施要領、この業務方法書その他法令等を遵守し、業務を効率的に運営しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 事業の実施</p> <p>(実施方針)                      第3条 県協議会長は、毎年度、実施要領第5の5の(1)に定めるところにより実施方針を作成し、国の承認を得た後、様式2-Aにより地域協議会長(地域協議会長が定まっていない場合は、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者)へ通知するものとする。</p>

(産地確立計画書)

第4条 地域協議会長は、実施方針に示された交付金の配分額を活用し、地域協議会助成事業を実施しようとする場合、または実施方針に示された新需給調整システム定着交付金の活用方針に定められた用途の中から取組を選択し、農業者その他県協議会長が助成の対象となりうる者として定める者に助成金を交付しようとする場合は、毎年度、様式第2-5号により産地確立計画書を作成し、4月30日までに様式第2-6号により県協議会長に承認を申請するものとする。その際、地域水田農業ビジョンを添付し、様式1-9号によりビジョンの実施状況の点検、見直し状況を報告するものとする。

2 【略】

3 産地確立計画書の承認を受けた地域協議会長は、速やかに、地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付の対象となりうる者(以下「交付対象者」という。)に産地確立計画書の内容を周知するものとする。

(営農計画書)

第5条 地域協議会長は、実施要領別紙13号を参考にして営農計画書の様式を作成し、交付対象者に配布し、提出期限を定め、当該地域協議会から助成を受けようとする者に必要事項を記入させた上で、その提出を受けるものとする。

2~5 【略】

(交付金の減額分の報告)

第6条 地域協議会長は、実施要領第5の1の(2)に定めるところにより、**市町村及び市町村段階における第三者機動的な組織(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知)第3の2の(1)に定める市町村段階における第三者機動的な組織をいう。)**から必要な情報の提供を受け、当該地域協議会の減額分の計算を行い、様式第2-1号により、12月15日までに県協議会長に報告するものとする。

(地域協議会助成事業に係る助成金の請求及び支払)

第7条 【略】

2 前項の請求に当たっては、第5条に基づいて産地確立事業の助成金の交付を受けようとする者から営農計画書が提出された場合は、地域協議会は、その者の取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成するこ

(産地づくり計画書)

第4条 地域協議会長は、実施方針に示された交付金の配分額を活用し、地域協議会助成事業を実施しようとする場合、または実施方針に示された新需給調整システム定着交付金の活用方針に定められた用途の中から取組を選択し、農業者その他県協議会長が助成の対象となりうる者として定める者に助成金を交付しようとする場合は、毎年度、様式第2-5号により産地づくり計画書を作成し、4月30日までに様式第2-6号により県協議会長に承認を申請するものとする。その際、地域水田農業ビジョンを添付し、様式1-9号によりビジョンの実施状況の点検、見直し状況を報告するものとする。

2 【略】

3 産地づくり計画書の承認を受けた地域協議会長は、速やかに、地域協議会助成事業又は新需給調整システム定着交付金助成事業の助成金の交付の対象となりうる者(以下「交付対象者」という。)に産地づくり計画書の内容を周知するものとする。

(営農計画書)

第5条 地域協議会長は、実施要領別紙12号を参考にして営農計画書の様式を作成し、交付対象者に配布し、提出期限を定め、当該地域協議会から助成を受けようとする者に必要事項を記入させた上で、その提出を受けるものとする。

2~5 【略】

(交付金の減額分の報告)

第6条 地域協議会長は、実施要領第5の1の(2)に定めるところにより、**市町村及び市町村段階における第三者機動的な組織(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知)第3の2の(1)に定める市町村段階における第三者機動的な組織をいう。)**から必要な情報の提供を受け、当該地域協議会の減額分の計算を行い、様式第2-1号により、12月15日までに県協議会長に報告するものとする。

(地域協議会助成事業に係る助成金の請求及び支払)

第7条 【略】

2 前項の請求に当たっては、第5条に基づいて産地づくり事業の助成金の交付を受けようとする者から営農計画書が提出された場合は、地域協議会は、その者の取組が産地づくり計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成す

とが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめるものとする。その結果、請求額が助成可能枠を超える場合は、産地確立計画書に定めるところに従い、単価の調整、翌年度支払い等により対応するものとする。ただし、稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業については、単価の調整による対応のみとする。なお、請求額が助成可能枠を下回る場合は、単価の調整を行わないものとする。

3 第1項の産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業又は産地確立特別加算事業の助成の対象となりうる者への助成に必要な経費に係る部分の請求については、地域協議会は、第6条に定める減額分の報告を行う日以降でなければならない。

4 県協議会は、地域協議会から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合は、助成可能枠の範囲内で、「地域協議会助成事業（産地）支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・基本）支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・担い手）支払勘定」、「産地確立特別加算事業勘定」及び「担い手集積加算事業繰越勘定」から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、県協議会長は、様式2-Dにより、地域協議会長に対して交付額及び助成可能枠との差額を通知するものとする。

（地域協議会助成事業に係る助成金の支払）

第8条 地域協議会は、第5条に基づいて地域協議会助成事業の助成金の交付を受けようとする者から提出のあった営農計画書に記載されている取組が産地確立計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合は、産地確立計画書に定められた助成金の計算方法（助成可能枠を超えた場合の対応を含む。）に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は、様式2-Eにより、当該営農計画書の提出者に交付額を通知するものとする。

2~4 【略】

（新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の請求及び支払）

第9条 【略】

（助成金の返納）

第10条~5 【略】

6 県協議会長は、地域協議会が第2項の返納を相当の期間行わない場合又は第4項の返納を期日（前項の規定により、期日の延長を行った場合はその期日。前項の規定に

ることが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめるものとする。その結果、請求額が助成可能枠を超える場合は、産地づくり計画書に定めるところに従い、単価の調整、翌年度支払い等により対応するものとする。ただし、稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業については、単価の調整による対応のみとする。なお、請求額が助成可能枠を下回る場合は、単価の調整を行わないものとする。

3 第1項の産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業又は産地づくり特別加算事業の助成の対象となりうる者への助成に必要な経費に係る部分の請求については、地域協議会は、第6条に定める減額分の報告を行う日以降でなければならない。

4 県協議会は、地域協議会から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合は、助成可能枠の範囲内で、「地域協議会助成事業（産地）支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・基本）支払勘定」、「地域協議会助成事業（稲構・担い手）支払勘定」、「産地づくり特別加算事業勘定」及び「担い手集積加算事業繰越勘定」から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、県協議会長は、様式2-Dにより、地域協議会長に対して交付額及び助成可能枠との差額を通知するものとする。

（地域協議会助成事業に係る助成金の支払）

第8条 地域協議会は、第5条に基づいて地域協議会助成事業の助成金の交付を受けようとする者から提出のあった営農計画書に記載されている取組が産地づくり計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合は、産地づくり計画書に定められた助成金の計算方法（助成可能枠を超えた場合の対応を含む。）に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は、様式2-Eにより、当該営農計画書の提出者に交付額を通知するものとする。

2~4 【略】

（新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の請求及び支払）

第9条 【略】

（助成金の返納）

第10条~5 【略】

6 県協議会長は、地域協議会が第2項の返納を相当の期間行わない場合又は第4項の返納を期日（前項の規定により、期日の延長を行った場合はその期日。前項の規定に

より期日の延長を認めなかった場合は、期日に前項の手続きに要した日数を加えた日を経過した日。)を経過してもなお行わない場合は、当該地域協議会への地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業又はその両方の助成金の交付を停止するとともに、総会を招集し、当該地域協議会の産地確立計画書の承認を取り消すこと、翌年度以降の当該地域協議会への交付金の配分は行わないこと、当該年度の当該地域協議会の助成可能枠から既交付額を控除した額を国に返還すること、その他とるべき措置について議決を得るものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 【略】

### 第3章 資金の管理

(資金の管理)

第12条 県協議会は、国からの交付金を受けて造成した資金に、「地域協議会助成事業(産地) 支払勘定」、「地域協議会助成事業(稲構・基本) 支払勘定」、「地域協議会助成事業(稲構・担い手) 支払勘定」、「産地確立特別加算事業勘定」、「担い手集積加算事業繰越勘定」及び「新需給調整システム定着交付金助成事業支払勘定」の6つの勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

2 県協議会は、前項の「地域協議会助成事業(産地) 支払勘定」、「地域協議会助成事業(稲構・基本) 支払勘定」、「地域協議会助成事業(稲構・担い手) 支払勘定」、「産地確立特別加算事業勘定」及び「担い手集積加算事業繰越勘定」については、地域協議会ごとに収支を明確にするものとする。

3～6 【略】

7 県協議会長は、産地確立事業、産地確立特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業を終了した場合において、資金造成事業により造成した資金に残余があるときは、その取扱いについて東海農政局長の指示を受けるものとする。

### 第4章 報 告

第13条～第16条 【略】

附 則

1 この業務方法書は、平成16年5月11日に施行し、平成16年4月28日から適用する。

(一部改正：平成17年4月15日)

より期日の延長を認めなかった場合は、期日に前項の手続きに要した日数を加えた日を経過した日。)を経過してもなお行わない場合は、当該地域協議会への地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業又はその両方の助成金の交付を停止するとともに、総会を招集し、当該地域協議会の産地づくり計画書の承認を取り消すこと、翌年度以降の当該地域協議会への交付金の配分は行わないこと、当該年度の当該地域協議会の助成可能枠から既交付額を控除した額を国に返還すること、その他とるべき措置について議決を得るものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 【略】

### 第3章 資金の管理

(資金の管理)

第12条 県協議会は、国からの交付金を受けて造成した資金に、「地域協議会助成事業(産地) 支払勘定」、「地域協議会助成事業(稲構・基本) 支払勘定」、「地域協議会助成事業(稲構・担い手) 支払勘定」、「産地づくり特別加算事業勘定」、「担い手集積加算事業繰越勘定」及び「新需給調整システム定着交付金助成事業支払勘定」の6つの勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

2 県協議会は、前項の「地域協議会助成事業(産地) 支払勘定」、「地域協議会助成事業(稲構・基本) 支払勘定」、「地域協議会助成事業(稲構・担い手) 支払勘定」、「産地づくり特別加算事業勘定」及び「担い手集積加算事業繰越勘定」については、地域協議会ごとに収支を明確にするものとする。

3～6 【略】

7 県協議会長は、産地づくり事業、産地づくり特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業を終了した場合において、資金造成事業により造成した資金に残余があるときは、その取扱いについて東海農政局長の指示を受けるものとする。

### 第4章 報 告

第13条～第16条 【略】

附 則

1 この業務方法書は、平成16年5月11日に施行し、平成16年4月28日から適用する。

(一部改正：平成17年4月15日)

<p>(一部改正：平成19年4月13日) <u>(一部改正：平成21年4月 日)</u></p> <p>2 この業務方法書に定めのない事項については、東海農政局長の承認を得てから県協 議会長が定める。</p>	<p>(一部改正：平成19年4月13日)</p> <p>2 この業務方法書に定めのない事項については、東海農政局長の承認を得てから県協 議会長が定める。</p>
--	--

水田農業構造改革交付金業務方法書様式新旧対照表

新					旧									
様式2 - A ~ B 【略】 様式2 - C					様式2 - A ~ B 【略】 様式2 - C									
番 号 年 月 日					番 号 年 月 日									
愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長殿					愛知県水田農業構造改革事業推進協議会長殿									
住 所 地域水田農業推進協議会 会 長 【印】					住 所 地域水田農業推進協議会 会 長 【印】									
平成 年度第 回水田農業構造改革交付金〔及び平成 年度第 回 水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）〕に係る助成金の請求 について					平成 年度第 回水田農業構造改革交付金〔及び平成 年度第 回 水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）〕に係る助成金の請求 について									
水田農業構造改革交付金業務方法書第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、 下記のとおり助成金を請求します。					水田農業構造改革交付金業務方法書第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、 下記のとおり助成金を請求します。									
記					記									
1 地域協議会助成事業					1 地域協議会助成事業									
(1) 産地確立事業及び産地 <u>確立</u> 特別加算事業					(1) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業									
(ア) 請求額：産地 <u>確立</u> 事業 円					(ア) 請求額：産地づくり事業 円									
産地 <u>確立</u> 特別加算事業 円					産地づくり特別加算事業 円									
【うち稲作構造改革促進事業分 円】					【うち稲作構造改革促進事業分 円】									
【うち担い手集積加算事業分 円】					【うち担い手集積加算事業分 円】									
(イ) 請求の内容：					(イ) 請求の内容：									
(単位：円)					(単位：円)									
(単位：円)					(単位：円)									
助成金の 使途の 名称	使途ご との予 算額	助成可 能枠又 は前回 請求後 の助成 可能枠 との差 額	請求額			今回請 求後の 助成可 能枠と の差額	備 考	助成金の 使途の名称	助成可能枠 又は前回請 求後の助成 可能枠との 差額	請 求 額			今回請求後 の助成可能 枠との差額	備 考
			産地 <u>確 立</u> 事業	産地 <u>確 立</u> 特別 加算事 業	稲作構 造改革 促進事 業					担い手 集積加 算事業	産地づ くり事 業	産地づく り特別 加算事業		

うち前年度繰り越し分								
合計								
うち前年度繰り越し分								

注1：産地確立計画書に記載された助成金の使途ごとに記入すること。  
 2：備考欄には、助成金の使途ごとに内訳を記入すること。  
 3：助成金の使途ごとの交付額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。  
 4：助成可能枠又は前回請求後の助成可能枠との差額を超えた場合には、その際とった措置を記入すること。  
 5：愛知県水田農業構造改革事業推進協議会から「次年度への繰越額」の通知があった場合には、当該額分を「助成可能枠又は前回請求後の助成可能枠との差額」から控除すること。

(2) 2、3 【略】

様式2 - D

番 号  
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿  
 名古屋市中区錦三丁目3番8号  
 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会  
 会 長 【印】

合 計								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

注1：産地づくり計画書に記載された助成金の使途ごとに記入すること。  
 2：備考欄には、助成金の使途ごとに内訳を記入すること。  
 3：助成金の使途ごとの交付額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。  
 4：助成可能枠又は前回請求後の助成可能枠との差額を超えた場合には、その際とった措置を記入すること。  
 5：愛知県水田農業構造改革事業推進協議会から「次年度への繰越額」の通知があった場合には、当該額分を「助成可能枠又は前回請求後の助成可能枠との差額」から控除すること。

(2) 2、3 【略】

様式2 - D

番 号  
年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿  
 名古屋市中区錦三丁目3番8号  
 愛知県水田農業構造改革事業推進協議会  
 会 長 【印】

平成 年度第 回水田農業構造改革交付金〔及び平成 年度第 回水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）〕に係る助成金額について

平成 年 月 日付け 第 号で請求がありました水田農業構造改革交付金に係る助成金額については、下記のとおり交付しましたので、水田農業構造改革交付金業務方法書第7条第4項及び第9条第3項の規定に基づき、通知します。

（なお、新需給調整システム定着交付金の活用方針に基づき、交付額の調整を行いましたので、水田農業構造改革交付金業務方法書第9条第4項の規定に基づき、併せて通知します。）

記

1 地域協議会助成事業

(1) 産地確立事業

(単位：円)

	交 付 額	
	うち 国 費 分	
既 交 付 額		
<u>うち前年度繰り越し分</u>		
今 回 交 付 額		
<u>うち前年度繰り越し分</u>		
助成可能枠との差額		
<u>うち前年度繰り越し分</u>		

平成 年度第 回水田農業構造改革交付金〔及び平成 年度第 回水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）〕に係る助成金額について

平成 年 月 日付け 第 号で請求がありました水田農業構造改革交付金に係る助成金額については、下記のとおり交付しましたので、水田農業構造改革交付金業務方法書第7条第4項及び第9条第3項の規定に基づき、通知します。

（なお、新需給調整システム定着交付金の活用方針に基づき、交付額の調整を行いましたので、水田農業構造改革交付金業務方法書第9条第4項の規定に基づき、併せて通知します。）

記

1 地域協議会助成事業

(1) 産地づくり事業

(単位：円)

	交 付 額	
	うち 国 費 分	
既 交 付 額		
今 回 交 付 額		
助成可能枠との差額		

(2) 産地づくり特別加算事業

(単位：円)

	交 付 額		
	うち 国 費 分		
	稲作構造改革 促進事業分	担い手集積加 算事業分	
既 交 付 額			
今 回 交 付 額			
助成可能枠との差額			

(注) 地域協議会に次年度への繰越額の通知を行った場合には、当該額分を「助成可能枠又は前回請求の助成可能枠との差額」から控除すること。

## (2) 産地確立特別加算事業 (単位:円)

	交 付 額	
	う ち 国 費 分	
	稲作構造改革 促進事業分	担い手集積 加算事業分
既 交 付 額		
<u>うち前年度繰り越し分</u>		
今 回 交 付 額		
<u>うち前年度繰り越し分</u>		
助成可能枠との差額		
<u>うち前年度繰り越し分</u>		

(注) 地域協議会に次年度への繰越額の通知を行った場合には、当該額分を「助成可能枠又は前回請求の助成可能枠との差額」から控除すること。

(3)(4) 2 【略】

(3)(4) 2 【略】